

# 小山工業高等専門学校環境マネジメント規程

制 定 平成 18 年 3 月 23 日

最終改正 平成 31 年 3 月 6 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、小山工業高等専門学校が地球環境保全に貢献するため必要な役割と責務を定め、環境に配慮した事業活動を推進することを目的とする。

(最高環境責任者)

第 2 条 校長は、最高環境責任者として、環境に配慮した事業活動を推進するための環境マネジメントシステム（以下「システム」という。）について、次の業務を行う。

- 一 環境方針の策定
- 二 環境管理責任者の任命
- 三 システムの実施に必要な資源(人、専門知識、技術、資金)の確保

(最高環境責任者補佐)

第 3 条 事務部長は、最高環境責任者補佐として、システムを効率的に運用するため、校長を補佐する。

(総括環境責任者)

第 4 条 総務主事は、総括環境責任者として、学校全体のシステムを実施するための権限と責務を有し、見直し及び改善のため、システムの実施状況を校長に報告する。

(部門環境管理責任者)

第 5 条 総括環境責任者の下に各部門を定め、部門環境管理責任者を置く。

2 部門環境管理責任者は、部門内のシステムを実施するための権限と責務を有し、見直し及び改善のため、システムの実施状況を総括環境責任者に報告する。

3 第 1 項に定める部門、及び部門環境管理責任者は、次のとおりとする。

- 一 学生教育・指導 (教務主事、学生主事、寮務主事)
- 二 専攻科 (各コース主任)
- 三 各学科・一般科 (各科長)
- 四 各センター (各センター長)
- 五 事務部 (各課長、室長)
- 六 学生寮・学生福利厚生施設 (学生課長)

(教職員、学生)

第 6 条 教職員、学生は、システムの実施に協力しなければならない。

2 教職員、学生は、見直し及び改善のため、部門環境管理責任者に意見を述べ、又は提案することができる。

(環境教育・研究の推進)

第 7 条 教職員は、地球環境問題について積極的に取り組み、環境教育・研究の推進に努めるものとする。

(委員会)

第 8 条 システムに関する事項は、企画戦略会議において審議する。

(監査)

第9条 システムの実施についての監査は、安全衛生委員会が行う。

2 安全衛生委員会は、前項の監査を定期に実施し、結果を校長に報告し、又は改善勧告する。

(事務)

第10条 システムに関する事務は、関係各課の協力を得て、総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成18年3月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 小山工業高等専門学校施設の有効活用に関する専門委員会規程（平成13年6月13日制定）、小山工業高等専門学校施設の有効活用に関する要項（平成13年6月13日制定）及び小山工業高等専門学校敷地使用基準（平成20年3月18日制定）は、廃止する。